

Title	「アナリティカル・レビュー」研究序説： 問題生成の背景と機能および本質をめぐって(故山榊忠恕教授 追悼号)
Sub Title	An Introductory Study on Analytical Review
Author	上村, 久雄(Kamimura, Hisao)
Publisher	
Publication year	1987
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.29, No.特別号 (1987. 1) ,p.35- 68
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19870130-04054049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田商学研究
山崎忠恕教授
追悼号

「アナリティカル・レビュー」研究序説

——問題生成の背景と機能および本質をめぐって——

上村久雄

I 開 題

近年、アメリカの監査論の分野でひとときわ注目をあつめている論点の一つに、いわゆる「アナリティカル・レビュー」(analytical review)の問題がある。とくにこの数年、アメリカ会計学会の監査論セクションの機関誌 (Auditing: A Journal of Practice & Theory) に殆んど毎号といってよいほど関係の論攻や実証的調査報告等が掲載されているのをはじめ、他の会計専門誌にも頻繁にかつ多様な研究が寄せられているのを見ると、われわれは、斯界のこの問題に対する関心の大きさを窺い識るのである。

では、何ゆえに、近年、この問題に対する関心が昂ってきているのであろうか。というのは、今日、アナリティカル・レビューあるいはアナリティカル・レビュー・プロシデュア¹⁾ー (analytical review procedures) の名で総称される監査手続は、要するに、「資料間の諸関係の調査および比較によって遂行される実証的監査手続群 (substantive tests)」(AICPA, 1984, p. 55. AU Sec. 318. 02)にほかならないが、その具体的内容は、のちに詳しくみるように、一定の金額・数量・比率等を用いての比較あるいは時系列分析・回帰分析等の統計的分析手法を用いての分析調査などによる財務情報の吟味・検証手続からなっており、したがって、個々の手続ないしそこで用いられる技法それ自体としては、必ずしも目新しいものとはいいかねるからである。事実、用いられる技法の精緻さ或いは適用の精粗等はともかくとして、そこにみられる手続なり技法なりは、程度の差こそあれ、従来の監査実践においても、少なくともその多くが、監査計画の立案ないし監査証拠の収集に際して用いられていたものである。²⁾

1) 監査手続としては analytical review procedures と呼ぶ方が適切であろうが、procedures を略して単に analytical review として取り上げられることも多い(国際会計士連盟の基準書もこの呼称を用いている)ので、小稿では便宜簡略な方を採った。なお、邦語としては分析的調査あるいは分析的吟味などの訳語が考えられるが、review の概念は多様であり、また我国での定訳もない現状に照らして、ここでは敢えて、訳語を用いないこととした。

とすれば、前述のような関心の昂まりには、それ相応の理由がなければならない。そこで、小稿では、問題の所在を明らかにする意味をもちかねて、まず、その辺りの背景的事情について若干の整理を試みることから、問題への接近をはじめたいと考える。また、そうすることによって、実は、一見、監査の技術論的側面に関する一論点にすぎないともみえる、このアナリティカル・レビュー問題の根底に、単にそれだけではなく（むしろその側面も重要ではあるが）監査そのものの在り方ないしは理念の変貌にもつながる、一種の変革の論理がただよっていることを窺うことさえもできる、と考えるからである。

本稿は、こうした視座に立ちながら、アナリティカル・レビュー論の基本問題である、その本質および機能について、私なりの検討を試みようとするものである。

II 背景的事情

アナリティカル・レビュー（以下ARと略記する）が近時、なかんずくこの10年ばかりの間に、アメリカ監査界で大きく注目されるようになってきた理由は、端的に言えば、監査人の業務をめぐる諸般の状況、つまりは監査環境が1970年代に入る前後から漸次あるいは急速に変貌してきたことに求めることができるが、そうした変貌をもたらした要因は決して単一ではない。また、そこには個々の要因が相互に微妙に交錯し影響しあって一定の現象を生み出している面も少なからず見うけられる。

しかし、ここでは、そうした要因を便宜、(1)監査制度上のインパクトに属するものと、(2)それ以外の社会経済的インパクトに起因するものとに大別し、それぞれの側面におけるARへの関心増大の様相をみていくことにする。前者は監査基準への公式導入によるARの制度化の問題であり、後者は種々の社会経済的諸事情の変化に対応するための監査職能の拡充・強化の必要から生じたARの再検討の問題である。

(1) 監査基準への公式導入によるARの制度化

一つの技術あるいは手続等が、等しく監査業務遂行のために用いられる場合でも、それが職業的専門家としての監査人の自主的判断によって、いわばインフォーマルに用いられるのと、権威ある

2) キニー等は、AICPAの基準書が1972年に初めてARに言及する以前にも、ARの手法は永らく存在していた、とのべている(Kinney, Jr. & Flex, Jr. 1980, p. 98)が、このことは紛れもない事実であろう。現に、例えば、1936年に当時のアメリカ会計士協会が公刊した“Examination of Financial Statements by Independent Public Accountants”にも既に、過年度財務諸表等との比較とか或種の趨勢分析・比率分析による検証の手続が示されている。また、Deloitte, Haskins & Sells 会計士事務では早くも1935年に、ARが所要の監査手続の一環としてマニュアルに定められていたといわれる(Stringer, 1975, p. 4)。ただ、レビューなどによって既に指摘されているように、この時代における手法はいずれも、今日の眼からみれば、かなりプリミティブなものが多かったことは、否めないであろう(Lev, 1980, p. 525)。

公的機関によってそれを採ることが規範化されているのでは、監査人にとって当該技術なり手続なりのもつ意味あいはいは大きく異なってくる。

ここに規範化とは「一般に認められた監査基準」に組み入れられることを意味するが、周知のように、監査人が公表財務諸表の監査に従事する場合、彼は「一般に認められた監査基準」に準拠することが要求される。アメリカにあっては、アメリカ公認会計士協会（以下、AICPAと略記する）の監査基準委員会（Auditing Standards Board）から公表される監査基準³⁾（書）が、いうところの「一般に認められた監査基準」を具現したものと解されており、監査人がこれに準拠しない監査を行ったときは、準拠しなかったことの正当性を自らが立証する責任を負わなければならない。したがって、ARがこの基準書に公式の監査手続の一環として明定されるとなると、インフォーマルに用いられていた場合とは異なる質の重味をもってくるわけであり、改めて、その内容・性質あるいは適用にかかわる諸問題等についての確かつ体系的な知見をもつことが要請されることとなる。また、そのことは、当然のことながら、監査人の責任の問題にも大きくかかわってくる⁴⁾。ARに対して、とりわけ、職業会計人の側の関心が昂ってくる理由の一斑はここにみられる。

AICPAがその監査基準書でARについて初めて言及したのは、1972年11月、当時の監査手続委員会による監査手続意見書第54号“Auditor's Study and Evaluation of Internal Control”においてである（この意見書は同年同月、装いを新たに発表されることとなった現行の監査基準書 Statement on Auditing Standards—略称 SAS—の第1号“Codification of Auditing Standards and Procedures”に、その第320節（AU Section 320）としてそのまま収録された）。しかし、このときは、主題が内部統制の問題であったため、それに関連する監査手続としての、いわゆる実証的監査（substantive test）の一環として、(i)適格かつ十分な証拠を入手するための一般的な二大手続の一つにARがあること、および(ii)監査の効果的な実施に係わる要件に関連して、そこには比率分析や趨勢分析といった伝統的な技法が内包されていることが示唆されている程度で、文字通り、ARの名が言及されたに止まり、本質的・具体的な内実は全く示されていない。そのかぎり、この手続の採用にかかわる実質的な事柄の一切は、この時点では、職業的専門家としての監査人の既往の知見と判断とに委ねられており、ARのもつ意義について一定の注意は喚起したにしても、その利用は未だインフォーマルな段階にあったというべきである。

だが、1978年11月にSAS第23号“Analytical Review Procedures”が公表されるにおよんで

3) Statements on Auditing Standards (略称 SAS)。なお、Auditing Standards Board は 1978年10月に、Auditing Standards Executive Committee (1972年に Committee on Auditing Procedure が発展的に解消して発足したもの) の後身として発足したものであり、SAS 第23号までは ASEC の手で刊行されている。

4) SAS 第23号の公表当時、監査基準委員会のうちの2名の委員は、これの公表に反対しているが、その理由の一つは、この基準書では、監査人が専門家の判断としてARを適用しないと決定した際、その複雑な判断の過程をいかに文書化すべきかについての指針が与えられていないこと、つまり、適用しなかった場合における監査人の責任問題の視点にあった。(JICPA News, No. 320, 1983, p. 40)。

様相は一変してくる。すなわち、そこでは、まず冒頭で、「本基準は一般に認められた監査基準に準拠した監査におけるAR手続に適用されるものである」旨が謳われる(AICPA, 1984, p. 55. AU Sec., 318. 01)。しかるのち、この手続の定義、「前提条件、技術内容および利用に際しての留意事項その他、正規の財務諸表監査におけるARの基本的フレーム・ワークと適用上の諸要件の概要が、簡条書きの簡潔な表現形式ながら、一定の具体性をもった指針として論述される。つまり、ここに至って、監査人は、ARについて拠るべき一定の基礎を与えられた反面、現実の監査におけるその適用の在り方、あるいは逆に適用しなかった場合における正当性の立証等に関して、実質的な規制を強いられることとなったのである。

さらに、これと前後して、AICPAは、1975年12月に“Review of Interim Financial Information”⁵⁾に関する監査基準書(SAS, No. 10)を、また、1978年には、非公開会社等に対する会計およびレビュー・サービスに関する基準書の第1号として、“Compilation and Review of Financial Statement”⁶⁾を公表し、それぞれにおいて、当該業務遂行のためにARが実施せられるべきこと、およびその内容を規定した。こうして、アメリカの職業会計人は、正規の財務諸表監査をはじめ、中間財務諸表の限定的な検査あるいはレビュー・サービス業務などの種々の側面で、一挙にARの問題に直面することになったわけである。

以上のような、ARの制度化による監査界へのインパクトは、具体的には、次のような諸問題への関心となって表われる。

(a) 監査において適用されるARの性質。

ARには手続的にいって、例えば比較とか調査、分析といった各種のいわば手法が存在するが、現実はどういった性質(種類)のものを適用すれば妥当ないし十分と考えられるかというのが、この問題であって、多分に手法的領域に属する性格のものである。このことが、特に実務家にとって、問題となってくるのは、SAS第23号が「本基準書は特定のAR手続を要求するものではない」として、その内容は例示列举するに止めていること(AICPA, 1984, AU Sec. 318. 01および06項)に起因している。というのは、他の、中間財務諸表の限定的検査やレビュー・サービスの場合には、それぞれの基準書において内容が明示的に限定列举されているのに比して、ここでは、不確定要素となるからである。⁷⁾

5) これには関連する基準書として SAS 第13号が1976年5月に公表されているが、両者ともに、1979年5月に SAS 第24号によって改廃され、さらにこの第24号は1981年4月に第36号によって改廃され、今日に至っている。

6) AICPA, 1983, AR Sec. 100。なお、この基準書は、監査基準委員会とは異なる別の委員会(Accounting and Review Services Committee)によって作成・公表されているものであって、この委員会の手になるこの種の基準書は通常 SSARS と略称され、名実ともに SAS とは区別されている。

7) SAS第23号では、小稿本文の第Ⅲ節第(1)項に示すように、ARの手続は以下のものを含む(傍点筆者)とのべて、(i)から(v)の5つの手続が例示的に列举されている。

これに対して、中間財務諸表の限定的検査に関する基準書(SAS 第36号, AICPA, 1984, AU Sec. 722.

(b) 個別技術の選択・適用の問題。

これは前記の問題にもつながるものであるが、同じ手続でもこれを具体的に実施するに当っては、さらにそこで種々の方法つまり個別技術（同じ比較でも金額比較や数量比較、また分析でも比率分析や高度の回帰分析など）を選択・適用しなければならないが、この点は職業的専門家としての判断の問題であるとして、一切が監査人に委ねられている（同上、318.06項）。しかし、そうはいっても、なるほど技法自体は、これまでも存在はしていたものの、その内実をみると、そこには可成りナイーヴな経験的技術から、相当高度かつ精緻な統計的技法を駆使するものまで多様な技術がみられる。しかもまた、監査人のこれら技術についての知見や、それらを用いての監査手続実施の経験も、人により事務所によって高低・精粗さまざまであって、必ずしも、安定した利用水準に達していたとは申しかねるのが実情であった。現に、最近に至っても、ARをどのように適用するかといった問題について役に立つ形で説明している監査文献の乏しいことがARの有効な利用を妨げる障害の一つとなっている、と指摘する論者さえいるくらいである（Blocher, 1983, p. 24）。

さらに、一部の論者によれば、伝統的な比率分析法などは、そのナイーヴさのゆえでもあろうか、ARが目的とする財務諸表に存在することあるべきエラーの予報目的のためには全く無力であるともいわれる（Lev, 1980, p. 525）。そこまで極端でないにしても、ナイーヴな伝統的技法に懐疑的な所論も少なくないのが現状であってみれば、職業的専門家としての判断の問題だとされても、具体的な技術の選択・適用の問題は、実際問題としては、必ずしも容易な事柄ではない。最近のAR関係の論攻に、ひとときこの種の技術問題に関するものが多く、それも高度な統計的手法を用いた精緻で客観性の高い技法の開発に属する研究がその主流をなしている所以の一つも、こうした実情を背景として⁸⁾いると考えられるのである。

(c) 適用の範囲ないし程度の問題。

ARの実施に関して、体系的でなく、またインフォーマルであったにせよ、従来ともAR的な手続の少なくとも一部は従来とも存在した。しかし、それがインフォーマルなものであっただけに、前項でもふれたように監査人のARについての経験は精粗さまざまであり、この手続をどの範囲についてどの程度まで適用するかの問題もまた重要な関心事となる。この問題は、AR適用の対象となる情報あるいは項目の差異に即して、最適の技術を用いることをも考えれば、各種技術の組み合わせの問題にもつながってくるが、その点をも含めていえば、一部の先駆的監査人（事務所）はと

06項) およびレビュー・サービスに関する基準書 (SSARS第1号, AICPA, 1983, AR Sec. 100. 27項) では、本基準書の目的のためにはARは次の三つの手続から成るとのべる形で、上記SASが例示した五つの手続のうちの(i), (ii), (iv)の三つの手続が限定的に示されている。

8) テイバー等も、現在なおARについて論議がつづいている一つの理由は、多分、この手続について大部分のことが、実務家に十分には理解されていないことによるものであろう、と述べている (Tabor & Willis, 1985, p. 95)。

9) もかく、相当数の監査人は必ずしも豊富な知識・経験を有しているとはいいいかねるのが実情であり、この点についての理論的な解明あるいは具体的な指針が要望されることとなる。レヴも指摘しているところであるが、文献的にみるかぎり、他の監査手続の場合とは異なって、ARについて定評のある周知の手続といったものは最近に至るもなお確立していないのが実態であるように思われる(Lev, op. cit.)。少なくとも客観性の高い精巧な統計的手法を織り込んだ技術体系としてはそうである。ARに関する先駆的研究者の一人アルブレヒトらの示唆するところによれば、回帰分析を取り入れた高度の統計的分析手法を含めて、ARについて本格的な関心が払われるようになったのは1970年代後半に至ってからのこととみることができる(Albrecht・McKeown, 1977, pp. 54~55)。そして、その重要な契機は、証券取引委員会(SEC)の中間財務諸表の(年次財務諸表の脚注への)掲載に関する規則「Regulation S-X, 3-16(t)」を背景とした、SAS第10号(1975年)の公表にあったと考えられるのである。

なお、この適用の範囲・程度の問題は、当然のことながら、適用の時期、さらにはARと他の手続(準拠性テストおよび取引・勘定残高の細部についての実証的テスト)との相互関係の在り方の問題とも関連してくる。その意味で、こうした相互関係の問題も、実践上あるいは理論上、解明を要請される論点の一つとして浮び上がってくることに注意すべきであろう。

以上を要するに、ARはそれが制度化されたことに伴って、監査人が職業的専門家として十分にその職責を果たすために、解明されるべき種々の不確定要素を改めて提起することとなり、重要な関心事となったのである。¹⁰⁾

(2) 監査職能拡充・強化の必要とARの再検討

この側面は、先にもふれたように、監査環境をとりまく種々の社会経済的な事情に対応して監査職能を拡充・強化する必要が生じたこととの関連において、ARのもつ特性なかんずくその検証機能が改めて見直され、さらには、その改善・向上のための諸方策を追求する気運が昂ってきた事情にかかわるものである。その意味では、この領域の問題は、少なくとも現象的には、多分にARの機能論に属するものである。

さらに、こうしたARの機能の再認識ないし再検討の気運を招来した根元的なインパクトとして

9) 例えば、さきに2)であげた Deloitte, Haskins & Sells は古くから AR の導入に熱心なことで有名である。なお、同事務所では、早くも1960年代の半ばには、特に監査目的のための回帰分析のパッケージ「STAR」(Statistical Technique for Analytical Review)の開発に着手し、1971年からはこれを監査実務に導入して、78年当時には広範な契約業務に対し年30,000回以上も利用するに至っているという(Stewart, 1978, p. 69)。

10) レヴは、その論文のなかで、ARをめぐるあらゆる問題はミステリーに包まれているようにみえるとのべて、80年代に入ってもなお多くの解明されるべき点が残されている実情を示唆している(Lev, 1980, p. 525)。

の社会経済的諸事情という要因は、事柄の性質上、制度化の問題とは一応無関係に生じてくる類いのものである。むしろ、そのなかには、ARの制度化の契機となったとみられる要因さえもみうけられる。そのかぎりでは、この種の要因は、ARへの関心の増大により実質的なかわりをもつ背景的事情であるということもできる。

それはともかく、AR再検討の直接的契機をなす、監査職能の拡充・強化の必要をもたらした社会経済的諸事情として、関係の論者が少なからず指摘しているところを、私なりに整理・要約してみると、それは、概ね次のごときものである。

(a) 監査対象となる会計情報の増大化。

これには大別二面がある。第1は、1960年代以降急速に増大してきた、SECによる企業内容に関する財務的情報の開示要求を背景として、例えば既述の中間財務諸表の限定的検査のように、何らかの意味で監査人が関与すべき会計ないし財務情報が制度的にも増加し、かつその意味で多元化してきたこと。その2は、正規の年次財務諸表の監査に関しても、巨大な複合企業あるいはチェーン・ストアのような multi-unit organization の出現とその増加に伴い、それら企業の財務情報に対して、限られた時間と経費のなかで有効に監査業務を遂行することが、監査人にとって相当に重圧となってきたことである。

(b) 情報システムの複雑化。

これは、コンピュータ・テクノロジーの発展によって情報システムとくにその産出システムが複雑化してきたことに伴って、いわゆる監査証拠が減少し、または視認し難くなってきた事情を指す。

(c) インフレーション。

これに伴って業務遂行のためのコストが増大してきたこと。

(d) 競争の激化。

従来、経営者による解任圧力等から監査人を保護し、その独立性を確保するために、アメリカ公認会計協会の倫理規定によって、会計事務所間の競争は相当程度制限されていた。しかし、こうした競争の制限が、いわゆるビック・エイトへの監査契約の集中といった状況に照らして独禁法違背の疑義を社会的に生起せしめてきたこと、また会計事務所とクライアントとの長期契約関係の持続に伴って、却って、経営者との癒着といった側面から、監査人の独立性が損われる惧れが指摘されるに至ったこと等の事情から、1970年代に入って、会員の広告禁止など競争の制限に関する協会の倫理規定が改訂・緩和されたこと(1978年)とも相俟って、急速に、クライアント側からする監査人の変更ないし交替の気運が増大し、会計事務所間の顧客獲得(ないし確保)競争が激化してきた。近年の、いわゆるオピニオン・ショッピングとよばれる現象にみられる事情がこれである。さらに、競争激化のいま一つの側面としては、前記(a)の第1の要因ならびに上記(c)との関連で監査報酬の高

騰がつづき、クライアントにとって座視しえないものとなり、監査報酬抑制の圧力が生じてきたことも、無視することができない。¹¹⁾このことは、一方で会計事務所がコスト低減の努力を怠ってきたことを示しており、彼等が近時、監査効率向上の方途を求めはじめるといったことを意味している（なお、競争の激化による反作用として逆に独立性が損われることへの懸念から、最近SEC等によって交替の開示義務等の強化策が図られるに至っているが、これは別個の問題であるので、ここでは論及しない）。

(e) クライアントによる監査（人）の積極的貢献への要望。

この要因には、一面でクライアントのコスト／ベネフィット思考もみられないではない。しかし、ここではむしろ、近時の厳しい経営環境のもとで、監査ないし監査人に対して、単なる財務諸表の適正性吟味といったディフェンシブな機能を超えた、企業経営の問題点等についての積極的な指摘あるいは助言といった、いわばより建設的な機能をもとめる志向が、クライアントの側に強まってきている事情こそが注目される。¹²⁾

(f) 法的責任の増大。

この要因は、ある意味で、財務情報の利用者したがってまた社会の監査（報告）への期待——なにかには過信ないし誤解に及ぶ場合もないではないが——の増大の反映とも考えられるものであって、1960年代末にみられた、かの有名なコンティネンタル・ヴェンディングマシン会社事件の判決に端を発して、近年、司法当局が、財務情報利用者の被害事件について、財務情報したがってまたそれに係わる監査（報告）に対する利用者側の期待の合理性を基準として監査人の責任を判断する事情が生れてきたことを指す。つまり、監査済み財務情報の利用者から当該情報を利用した結果損害を蒙ったとする提訴がなされた場合、その当否判断に当たっては、会計や監査のもつ職能限界についての職業的専門家の立場からする認識を基準とするのではなく、むしろ情報利用者の立場に立って、彼が当該情報を信頼したこととの合理性の如何を基準とする考え方が採られ、したがってそうした見地から監査人の責任も判定されるといった傾向が強まってきている、というわけである。¹⁴⁾

11) Tabor & Willis, 1985, p. 69 参照。なお、一説によれば、1970年代中期の4年間において、消費者物価は35%の上昇率であったのに対して、一部の全国的規模の大会計事務所の監査料は40～50%以上の急騰を示していたともいわれる（Albrecht, 1977, p. 48）。

12) Price Waterhouse のレディーは、1980年秋イリノイ大学で開かれた監査シンポジウムで、実務家の見地からコメントした際、監査における競争の問題について企業が会計事務所（監査人）を変更する理由の第一として、サービスの要因を挙げ、企業が経営改善に資するための適時・適切な勧告などの積極的サービスを監査人の側に望んでいる事情を示唆している。彼によれば、年次監査は単に会計事務所が提供するサービスの始まりにすぎない（Leddy, 1982, p. 480）。なお、バートン等によれば、1952年から1965年の期間についての、620社という限られた数の企業についての実態調査ではあるが、より一層のサービスの提供を求めて監査人を変更したケースが相当大的な割合を占めている（Burton & Roberts, 1967, p. 34）。また、他の最近の調査でも、サービスへの不満を理由に監査人を変更するケースが、監査料金の問題に次いで大きな比重を占めていることが明らかにされている（盛田, 昭和60年, p. 75）。

13) この事件については既に内外で多くの論及があるが、邦文の文献としては、高田, 昭和47年, および鳥羽, 昭和58年, pp. 364—372 を参照されたい。

14) こうした事情は、正規の財務諸表監査のみならず、レビュー・サービスにおいても全く同様である、といわれる。例えば, Solomon, Chazen & Miller, 1983, 参照。

監査人は近年のこうした事態に対応するため、具体的には、例えば、(1)経営者の不正あるいは会社ぐるみの不正に起因する財務諸表上の重要なエラーをも発見・防止するために、その種の機能に欠ける内部統制組織の限界をカバーする方策を樹立すること、および(2)監査における判断の客観性をより一層高める努力をすること等を要請されることとなった。いいかえれば、こうした努力をふまえて、財務諸表の総合的な合理性についての的確な検証を行うことが近時重要な課題となってきたのである。

コンティネンタル・ヴェンディングマシン会社事件の判決を背景にして作成・公表されたといわれる監査基準書(SAS 第16号。1977年1月)が、その監査人の責任の項において、つぎのようにのべていることは、叙上のような事情を思い合わせるとき、きわめて意味深長な論述として注目されるべきであろう。「独立監査人が標準的な報告(適正意見の表明——筆者補)を行うということは、総合的にみて当該財務諸表は過誤や不正行為による重要な虚偽を表示していない、と彼が信じている旨を暗黙のうちに表明するものである(傍点筆者)」(AICPA, 1984, p. 124)¹⁵⁾。つまり、そこでは、伝統的に行われてきている、特殊専門的な監査の枠組みのもとでの取引あるいは財務諸表項目に対する詳細な吟味・検証の重要性は依然として否定されないものの、そうしたことに加えて、さらに、より広い視野に立って、企業が公表する財務諸表の総合的・全般的な合理性ないし適正性をも吟味・検証する姿勢が重視されるべきである、とする考え方が表明されているのである。このような考え方は、監査の社会的使命に鑑みて、むしろ当然の姿勢というべき筋合いにある考え方であるが、そのことが改めて強調された所以のものは、法的責任問題への対処ということのほか、伝統的な監査(手続)が往々にして本来の監査目的を失念し、いつの間にか、いわば木をみて森をみない弊に陥る傾向に堕しつつあったのではないかと、との職業会計人の側の強い自戒の念の表われでもあった、と思われるのである。¹⁶⁾

いずれにしても、こうした考え方に立って監査構造を、いわば再構築し、もって利用者志向に立つ司法の潮流に対処するとともに、究極的には、監査に対する社会の期待の増大に応える必要が、この時期に痛感されるに至っていたのである。

さて以上、概ね6項目に整理したような社会経済的インパクトは、何らかの形あるいは意味において、伝統的な監査の在り方に改善を加え、もって監査機能を拡充・強化することを要請することとなるが、そうした必要に応える有力な武器として再認識され、さらにはその一層の向上に大きな

15) なお、AICPA 監査基準委員会は、被監査企業の不法行為についても、同時に SAS 第17号を発表して、その監査手続を提示している(AICPA, 1984, pp. 129—133)。

16) 例えば、アルブレヒトは、ARの導入による総合的な合理性の監査の必要を強調した論文において、ある会計事務所の幹部がのべた次のような危惧の念を紹介している。すなわち、事務所の多くの監査担当者達が取引の詳細な吟味に熱中する余り、勘定残高や財務諸表の(総合的)合理性という点を見過すようになりはしないかと心配だ、と(Albrecht, 1977, p. 48)。なお、このアルブレヒト論文やスチュワートの論文を紹介しつつ、ARの現代的意義について論究した邦文の先駆的研究としては、森、昭和53年が注目される。

関心がむけられることになったのが、ほかでもなくARの監査手続であったわけである。なお、ここに示した諸要因のうち、(a)監査対象情報の増大化および(b)法的責任の増大の2つの要因には、少なくとも部分的には、先にのべた制度化の問題と分ち難く関連する要素がみられる。しかし、そうした要素の存在にもかかわらず、それらをも含めて、この側面で採り上げた諸要因は、すべて、関係者をしてARの機能に着目せしめ、その見地からARへの関心の昂まりをもたらしたものである。その意味では、これらの諸要因は、前述の「制度化の側面」とは、自ずから区別されるべき背景を形成するものと考えられるものである。制度化の側面に属する諸要因は、ARの機能面というよりも、むしろより以上にその適用面に係る諸問題の観点から関係者の関心を惹起せしめたものとみられるからである。われわれが、ARへの関心増大の背景的事情を、敢えて、叙上のように、制度的インパクトの側面と社会経済的インパクトの側面に二大別して考察した所以もまたここにある。

かくして、ARは、以上のような時代的背景のもとに、いわば機能論的側面と適用論的側面との両面から近年大きな関心を寄せられるに至ったものであることが明らかとなった。そこでつぎに、節を改めて、ARの機能を検討し、併せて、それとの関連において、この監査手続のもつ本質を考察することにする。適用の問題も、十分に広い意味では機能論の一面として理解される筋合にあると考えられるからである。

Ⅲ ARの手続的特質と機能

前節で明らかなように、ARへの関心増大の契機、とりわけより実質的な意味あいでのそれは、社会経済的な諸種のインパクトに対応して監査機能を拡充・強化するために、ARのもつ機能が少なからず有用であることが再認識され、あるいはその機能をより一層高めようとする気運が生じてきたことに求められるものであるが、ここに監査機能の拡充・強化とは、監査(人)に課せられた一定目的のための立証機能をより効果的またはより効率的に達成することを意味する。したがって、ARが機能論の見地から何らかの有用性をもつという場合、その意味内容も、具体的には、それが監査の立証機能の遂行に関して、いかなる効果もしくは効率を発揮するものであるかが問われるべき主題となる。そこで、以下、こうした視点をふまえつつ、ARの機能をめぐる諸問題について考察することにする。

なお、この際、効果(effectiveness)および効率(efficiency)とは、AICPA 監査基準書の用語法に倣って、当該手続を適用することによって得られる監査の満足度すなわち検証能力(前者)、および当該手続を実施するのに要する監査の時間と努力つまりは経済性(後者)を指すものとする(AICPA, 1984, p. 79. AU Section 320. 77)。

(1) ARの手続的特質

監査手続としてのARが、資料間の諸関係の調査と比較による財務情報についての実証的監査、として定義づけられるものであることは既に述べた。この定義からも明らかなように、ARは、他の実証的監査手続である「取引および勘定残高の細部についての検証（試査）」、ならびにそのための前提的監査手続ともいえるべき、内部統制組織の信頼性に関するいわゆる準拠性監査とならんで、財務情報の監査のための有機的全体構造の重要な一環を形成するものである。このことから、これら三者間の相互関係の的確な認識に立った、最も効果的かつ効率的な監査の遂行ということが、職業的専門家としての監査人にとって、ゆるがせにすることのできない大きな問題となってくるわけである。しかし、その点については追って検討することとして、ここでは、とりあえず、AICPAの監査基準書の見解（SAS, No. 23, AICPA, 1984, AU Section 318.）を手掛りとして、ARの手続的特質を中心に、その基本的枠組みをみていくことにする。

AICPA基準書は、ARの監査手続としての特質（nature）を、それが具体的には次のような手続を含む手続群であるとして、ARを構成する個別的な手続を例示的に列挙する形で示している（Section 318. 06）。

- (i) 当期の財務情報と対比可能な過年度（単数または複数期間）の情報との比較。
- (ii) 当期の財務情報と予期された結果（例えば予算や予測）との比較。
- (iii) 当該企業の既往の実績に基づく一定の予測パターンに合致すると期待される財務情報構成要素間の諸関係についての検討。
- (iv) 当期の財務情報と同一業界の同種の情報との比較。
- (v) 当期の財務情報とこれに関連ある非財務的情報との間の諸関係の検討。

つまり、ARは、これら各種の手続を適切に選択・適用することによって、予期しない又は予期された変動の有無、あるいはその他の異常と思われる項目の存在を確かめ、そのことを通じて、監査対象情報の合理性とか首尾一貫性を総合的ないし巨視的な見地から検討しようとするのである。それが、多くの論者によってしばしば、財務情報の総合的な合理性（overall reasonableness）を評定する監査手続であるといわれるのも、こうした特質に着目してのことにはほかならない。そして、こうした手続が実証的監査手続の一種として、適格にして十分な監査証拠を得るための手段として適用しうるのは、「資料間の（一定の）関係というものは、明確な反証なきかぎり存在しかつ持続するものであると監査人は合理的に期待することができる」という前提がその基礎にあるからである（Section 318. 03）。したがって、ARの適用によって予期に反した結果もしくは異常項目等が発見された場合には、それが重要なものであるかぎり、当然のことながら、監査人は、経営者への質問あるいは他の然るべき監査手続を適用して、そうした異常事項について納得のゆく合理的な証拠を得るよう最善の努力を払わなければならない。

ところで、上記の諸手続のうち、(i)、(ii)および(iii)の三つの手続は、伝統的な監査においても、趨勢分析、実績値と期待値との対比による一種の差異分析、および各種の財務比率分析等として、そこで用いられる技法の精緻さとか適用の程度などを別にすれば、監査手続のタイプとしては十分に馴染みのものである。ただ、(ii)における予算に関しては、適用上の留意事項として、「それが動機づけの道具であって財政状態や経営成績等についての最も蓋然性の高い見積りを表わしたものでない場合には、監査人はこの比較を限定的にしか行なわないとの判断をするかもしれない」とのべて、基準書は、そうした場合の比較をAR手続としては余り有効なものとはみない考えを示唆している。たしかに、予算が十分な注意を払うことなく慣性的に作成され、あるいは四囲の環境条件から合理的に予期される期待値というよりはむしろ達成さるべき目標として人為的に設定されているような場合には、これらと現実の結果を示す財務情報との比較は総じて有効な結果（証拠）をもたらすものとはならないであろう。その意味で、かかる注意は十分に首肯しうるものである。そうした点はともかく、上記三様の手続は一般に実行可能性が大きく、したがって伝統的な監査でも長らく用いられてきた定着性の高いものである。それゆえであろうと思われるが、実はこれらの手続は、正規の財務諸表監査以外、すなわち中間財務諸表の限定的検査および非公開企業の財務諸表に対するレビュー・サービスにおいても、それぞれ、実施されるべき手続として限定列挙されたARの内容となっているのである（AICPA, 1984, p. 443. AU Section 722. 06, および AICPA, 1983, p. 14. AR Section 100. 27参照）。

他方、(iv)および(v)の手続も、SAS第23号公表の以前からいくつかの監査文献でも取り上げられており、理論的にはかなり認識せられていたものである（例えば、Robertson, 1976, p. 179, および part three 参照）。また実務的にも、少なくとも慎重な監査人であれば、いわば「その他の監査手続」の一環として、必要に応じて、可能なかぎり実施するであろうことが期待されているはずのものである。ただ、(v)の手続（例えば、ストライキの有無、従業員数あるいは時間給労働者の従業の時間等とそれに関連する収益または費用額との関係の分析・調査）はともかく、(iv)の手続は、同業他社あるいは業界平均等について、比較可能で信頼しうる財務情報が利用可能であるかの問題があり、場合によっては十分に実施可能であるとはいいいかねる面もある¹⁷⁾。

しかしながら、この種の、とくに(iv)のたぐいの手続こそ、実は、伝統的な監査手続では往々にして看過されてしまいがちな或種の過誤・不正の発見と是正のための有力な武器となるものである。内部統制組織が十分に整備・運用されていて高い信頼性が確認される場合であっても、その性質上、かかる統制組織をもってしてはカバーしえない種類の過誤・不正¹⁸⁾、とりわけ経営者による重要

17) アレンズ等は、合理的に対比しうる同種企業の情報が得難いことをのべて、むしろ内部情報を用いた分析の有効性を説いている。しかし、彼等も、そうした障害にも拘らず、この種の比較分析が重要であることは決して否定しているわけではなく、こうした手続においては、結果の解釈に当たって注意が肝要であることを強調することにこそ、その真意がみられる（Arens & Loebbecke, 1980, pp. 188—9）。

な判断の錯誤あるいは意図的な不正、さらには経営者の意思による企業ぐるみの粉飾等に起因する財務情報上の虚偽表示の存在もしくは存在の危険性を探知するのに、この種の手続は一つの強力な手段となるのである。¹⁹⁾したがって、監査人は可能なかぎり適切な関連情報を得ることに努め、他方その利用には合理的に慎重な態度をもって臨みつつ、こうした調査を極力実施することが望まれるわけである。そうした観点からいえば、上記の基準書では例示されていないものの、さらに視野を広げて、国内および国際市場の一般的な経済情勢に係わる諸情報、あるいはまた関係得意先業界の景気状況についての情報などと当該監査対象としている企業の財務情報との比較といった手続も、優にARの一環をなすものと解されるべきである。ほかでもなく、こうした手続をとること、つまり、このような広い視野に立った検証を行うことを通じて、企業の公表する財務情報の全般的合理性を確かめ、もって、総合的な意味での十全な監査業務の達成を図ることこそが、総体としてのARの手続に課せられた中核的な任務であり、また、正規の監査手続の重要な一環として、ARを制度化せしめるに至った底流をなす監査理念でもあった、と考えられるからである。

ちなみに、国際会計士連盟 (International Federation of Accountants, 略称 IFAC) の国際監査実務委員会の手になる「監査の国際的ガイドライン」は、その基本的フィロソフィーにおいてAICPAの監査基準書と軌を一にする国際的な監査基準書であるが、その第12号「Analytical Review」では、AICPAの基準書に比してより明確な形でARの目的を整理して、次のようにのべている。すなわち、それは、下記の諸点において監査人に役立つことにある、と (IFAC, 1983, para. 5)。

- (ア) 被監査企業の事業を理解すること。
- (イ) 危険が存在する恐れのある領域を識別すること。
- (ウ) 取引および勘定残高についての試査の範囲を評定すること。
- (エ) より一層の検証を要する領域を識別すること。
- (オ) 監査実施の過程で形成された種々の結論を確認すること。
- (カ) 監査の対象となっている財務情報についての総合的な吟味(overall review)を達成すること。

18) 内部統制組織は本来、従業員レベルの、それもルティン・ワークにおける過誤・不正を防止するための装置であるため、これがいかによく整備・運用されていても、経営者の不正とか判断の誤りはもとより、従業員の共謀による不正とか例外的事項に係る誤謬なども、この装置による統制圏外に属するものとして、当然には防御しえない関係にある。したがって、内部統制組織の整備・運用を前提とする財務諸表監査では、この種の内部統制組織でカバーしえないたぐいの不正・誤謬をチェックすることこそが、むしろ重視されなければならない。しかも、とりわけ経営者の不正ないし判断誤りはしばしば財務諸表に直接的かつ重大な影響を与えるものであって、訴訟事件でも、この種の要因に基づく不適正財務諸表をめぐって提起されたものが少なからずみられる。こうした点については、例えば、Mautz & Mini, 1966, Willingham & Carmichael, 1975, とくに pp. 111 & 195, および Cohen & Pearson, 1981を参照されたい。

19) ちなみに、筆者はかつて、日本生産本部の委嘱をうけて、昭和40年、当時の東北大学経営・会計研究室の一員として、いわゆる山陽特殊鋼粉飾決算事件についての事後的分析を行ったことがあるが、そこでのわれわれの調査でも、「外部の関連資料等を用いて総合的・組織的に分析・吟味すれば、いかに巧みな粉飾といえどもそこに何らかの不自然さや異常さを露呈するので、一定の公表外部資料に依っても或程度まで発見することができる」ことが実証された。この調査報告の一部は、日本経済新聞証券部編「粉飾決算」、日本経済新聞社、昭和41年、に紹介されている (pp. 148—154)。

ここにみられる目的観は、まさに、われわれが上にのべたARの中核的な任務、したがってその基本的特質についての理解と軌を一にするものである。IFACのガイドラインは、(カ)の点を敷衍して、つぎのようにのべている (op. cit., para. 9)。「監査人は、当該財務情報が全体として、その企業の事業および関連ある経済的諸状況に関する自己の知識と整合するものであるとの総合的な結論を形成するために、監査終了時またはその直前にARを実施することができる。その結果えられた結論は、財務情報の個々の要素について監査実施の過程で形成された結論を確認するために用いられて、当該財務情報の合理性についての総合的な結論をえるのに役立たしめられるのである」。ここで注目されるべきことは、適用時期の問題ではなく、あくまで、ARの究極的な目的が、監査対象となる財務情報の全体としての総合的な合理性の検証にこそあるという点である。上記(カ)の目的からも判るように、ARは、監査のいわば予備的調査の段階から、常に意識的に、全般的ないし総合的視点から情報の妥当性あるいは適正性を検証することを、その基本的な眼目としているものというべきである。適用の時期の問題は、適用の仕方あるいは他の手続等とも関連して、全体の監査計画との係わりで、それこそ総合的に判断されるものであって、常に固定的であるとは限らないからである。

それにしても、IFACの示した諸目的には、その規定の仕方からいっても当然のことながら、適用時期の問題を含めて、監査の効果や効率にかかわる、ARの機能のいくつかが示唆されている。項を改めてみていくことにしよう。

(2) ARの機能

ARは、以下にみるように、財務情報に対する監査職能の拡充・強化に資するいくつかの機能を有するが、その根源は、この手続が、企業の財務情報のもつ一つの原理的特性に着目したものであることに起因しており、すべてはそこから派生していることに注意しなければならない。それは、ほかでもなく、ARが、企業の財務情報は多角的な関数関係を包蔵した諸変数の集合である、との認識に立脚しているということである。

企業の経営活動は、改めて指摘するまでもなく、一定の社会経済的諸条件に制約されまたは影響されつつ遂行される、目的性、有機性、かつ継続的な資本運動であり、企業の財務情報は、ほかでもなく、こうした資本運動の忠実な写像たる性格を有するものである。したがって、一定時点の財務情報は、その構成要素相互間においてはむしろのこと、横断的には、対応する時期の巨視的または微視的な環境的経済状況を示す諸情報（例えば、国際的あるいは国民経済的な景気動向に関する種々の統計的情報、または当該企業が帰属する業界の一般的な景気動向を反映する諸種の経営指標、さらには、主要な得意先業界についての同様な経済的諸情報）との間においても、一定の何らかの相関関係を示すはずのものである。また、時系列的には、当該企業の現在あるいは将来に関する財務情報は、当然、それ

に先立つ期間の対応する情報と無縁ではありえず、そこには常に、一定の論理的な相関関係が見出されるべき筋合にあると考えられる。

われわれが、一般的にいつて、そこに多角的な関数関係の存在をみとめる所以である。しかも、そのなかには、典型的には年次財務諸表の主要な構成要素間（例えば、売上高と売上原価の間）にみられるように、単なる相関関係に止まらず、相互間に一定の因果的な関数関係すなわち統計学にいう回帰的な関係がみとめられる種類の情報（変数）さえも少なからず見受けられるのである。誤解をおそれず、敢えていえば、他の変数との間にいかなる意味でも相関関係をもたない財務項目のほうは、むしろ稀である。

こうみてくれば、既述のような手続的特質をもつARが、財務情報の有する以上のような特性に着目した手続であることは、もはや明らかであろう。

事柄はそれだけではない。すなわち、ここまでの筋道が理解されるならば、ARが、財務情報の合理性あるいは信頼性の吟味の目的のために、種々の観点から、いわば多元的または多面的に、幅広く適用できるものであるという、ARの適用面における重要な特性もまた、当然に認められることとなる。ARが資料（変数）間に存在する相関関係に着目する手続であってみれば、そこでは、一定の検証のために必要とされる適格なデータが入手可能であるか否かが制約条件となるだけであって、原理的には、他に重大な制約条件は存在せず、したがってその適用の自由度は極めて高いからである。

では、ARにみられる上述のような基本的特性は、具体的に、どのような形・意味において、監査機能の拡充・強化、つまりは監査の効果あるいは効率の向上に資するのであろうか。特徴的と思われる機能を挙げると、概ね次のごとくである。

(i) 多元的適用能力による監査機能の向上。

ここに多元的適用能力とは、ARが監査の全過程を通して随時これを適用（実施）できるものであることを意味する。すなわち、ARは、その適用のタイミングの点において、他の監査手続のように或る限定された段階においてのみ有効に適用するというものではなく、前記IFACの目的観のうちにも窺われるように、初期の監査計画立案の段階、監査実施の途中段階および最終の監査意見形成の段階のいずれにおいても、随時、有効にこれを適用することができるのである。IFACが指摘した6つの利用目的も、実は、ARがこれらのすべての段階で実施できるものであることを認識したうえで、各段階で実施した場合に期待されるARの機能を示したものにほかならない。類型化していえば、そのうち、初めの3項目（ア、イ、ウ）は監査計画立案の段階に、つぎの1項目（エ）は監査実施の途中段階に、そして最後の2項目（オ、カ）は監査意見形成の段階に、それぞれ関連づけられているのである。このような考え方が、基本的には、先発のAICPA基準書の認識を踏襲したものであることは明らかであるが、AICPAの基準書では、(ア)の被監査会社の事業に対

する理解の項は、少なくとも明示的には、指摘されていない (AICPA, 1984, AU Section 318. 05)。

A Rが、これを監査の最終的段階で実施した場合に期待される機能、つまり監査対象である財務情報が全体として合理的なものであるか否かについての総合的な検証機能を発揮するものであることは、前項での手続的特性の考察において既に言及した点であり、またこの項の冒頭での説明によっても容易に理解できるところであろう。ここで注目されるべきことは、むしろ、この手続が、そうした総合的合理性の確認という基本的視点に立った検証機能を、単に最終的あるいは総括的な局面においてのみならず、監査着手の初期の段階からその実施の途中段階をも含めて、あらゆる段階で多元的に発揮するものであるという点である。

かくして、それが初期の計画立案段階で実施されるときは、環境的経済情報との横断的な相関関係を含む財務情報の多角的分析を通じて、被監査会社の事業について、同業他社あるいは一般社会経済との関係または過年度の自社業績等との関連において、幅広いかつ基底的な理解を深めることができる。そうした理解は、一般に、監査人が留意すべき監査上の危険項目と密接な関連にある、被監査会社の事業に通有の又は特殊当期的な種々の問題点あるいは潜在的危険箇所に対して、当然に監査人の注意を喚起することとなるので、監査人は、こうした分野に焦点を合わせつつ合理的な監査計画を立案することができることになる。つまり、A Rを実施することによって、監査人は、細部について注意ぶかい実証テストを行うべき重点的領域を識別できるため、然らざる場合に比して、不要不急の分野での詳細な吟味のための時間と努力を合理的に省略することができ、あるいは重要な領域に対して一層の監査努力を傾注してより満足度の高い監査を達成しうることとなるわけである。

このような監査計画の在り方は、ときに、「総合的戦略」(overall strategy)の展開とも呼ばれるものであるが、²⁰⁾いずれにしても、この段階でのA Rの実施によって、他の条件を一定とすれば、監査人は、監査の効率化によるコストの低減ひいては監査報酬の抑制を図りうるか、あるいはより信頼度の高い監査結果を提供することによって利害関係者への貢献を昂めうることになる。

また、A Rが監査実施の過程で実施される場合、それは、この段階での他の重要な実証的監査手続である個別的な取引および勘定残高についての細目検査 (test of detail) の結果について、その正確性や信頼性を、財務情報を構成する諸変数の総合的視点からみた合理性との関連において確認するという補完的機能を発揮する (効果的側面)。この種の機能は、細目検査が対象項目の正当性を個別独立的に検証する性格が強いため、意図的に迷彩を施した欺瞞的な不当項目をそれ自体としては看過する危険があるので、そうした危険をカバーするうえで重要である。さらにA Rは、この段階では、細目検査に代って、個別的な財務情報の検証に用いられることもある。ただ、この場合に

20) この点については、Jaenicke, 1980, pp. 68—69 参照。彼は、この論文で、監査計画における総合的戦略の展開に比率分析その他のA Rの諸手続が有効であることを指摘している。

は、手続の性質上具体的な実証的吟味を行うものではないので、適用にあたっては十分な注意が要求される。しかし、そうした配慮をしつつ、これを適用するときは、例えば多くの損益計算書項目の監査などにおいて、ARは有力な機能を発揮するものと考えられる。というのは、多くの損益計算書項目（勘定）は、他の項目との関係あるいは非財務情報との関係において、さらには過年度との趨勢的関連において、しばしば、高度の予測可能性を有しており、したがって、ARの適用によって比較的高水準の確信を得ることができるからである（Holder & Collmer, 1980, p. 31）。むしろ、こうした利用の仕方は、貸借対照表項目についても、高い相関関係を有する諸項目の検証に当っては、同様に行うことが可能である。ARのこうした代替機能は、細目検査が往々にして費用のかかる手続であることを考えれば、費用節約的な役立ちを果すことになる（効率的側面）。

このように、ARは監査の各段階において多元的に実施でき、それぞれの段階で固有のメリットを発揮するものであるが、いうまでもなく、この手続はこれらすべての段階で、適宜しかるべき方法の選択および適用程度等に配慮しつつ、全体的に適用することも当然できるわけであって、現にそうした在り方が、有効な適用方法であるとして、有力な会計事務所で採られている実例もある²¹⁾。どの段階で適用するかは、上述のような各段階でのメリットをふまえつつ、個別特定の監査対象に対する適用の可能性および必要性に基づいて、監査人が最適な実施のタイミングの在り方を考えて決定することになる。

(iii) 独立的適用能力と監査効果の向上。

ARは上述のように多元的適用能力をもつものであるもので、それが、監査過程で他の監査手続と有機的に連繫利用されることによって、相乗的に大きな効果ないし効率を発揮するであろうことは容易に理解できるところである。しかし、ここで注目すべきことは、ARが他の手続と連繫しなければ機能しないというものではなく、他の手続とは独立に実施することができ、その場合にも十分に固有の有効な機能を発揮しうるものであるという点である。その端的な一例は、いわゆる準拠性監査（compliance tests）との関係において見ることができる。ARとならぶいま一つの実証的監査手続である勘定残高等の細目検査の手続は、周知のとおり、近代財務諸表監査では内部統制組織の存在とその信頼性に大きく依存しており、準拠性監査による検証の結果と無関係には実施しえない筋合にある。しかるにARは、その手続的特質からも判るように、内部統制組織の信頼性の程度とは一応無関係に適用することができるのである²²⁾。監査実務において、準拠性監査との併用による相乗効果の発揮を期するということは十分に考えられるものの、原理的には、準拠性監査とは独立

21) The National Office of Ernst & Whinney で用いられている The Ernst & Whinney Audit Approach と呼ばれるものがこの例である。これについては、Grobstein & Craig, 1984 参照。

22) 鳥羽、昭和58年、p. 299。ここで、鳥羽教授は「内部統制組織の信頼性の程度とは全く無関係に……適用できる」とされているが、これは、純粹にARのもつ方法論的特質をのべたものと解すべきであろう。AR適用の効率など現実の適用問題ということになれば、適用範囲の決定等においては、内部統制組織の信頼性の程度は配慮されるべき一要因となるからである。

に実施できる特質をARはもっているのである。「モンゴメリー監査論」は、内部牽制組織が弱い場合（その好例は単一経理人会計組織）には、取引に関する広範な突合に優先して強力かつ詳細なARが実施されることになる、とのべて、その手続が脆弱な内部統制組織のもとでも有効に機能しうる監査手続として、細目検査に代位する機能を有するものであることを示している（Defliese, Johnson & Macleod, 1975, p. 145）。

こうみてくるとき、われわれは、ARが、その独立的適用能力の必然的系として、内部統制組織の限界を超克する実証的監査手続であるという重要な機能を発揮するものであることを識る。すなわち、内部統制組織の限界としては、一般に、(i)従業員レベルにおける指示の誤解・判断の誤り・個人的な不注意等による誤謬、(ii)職務分割のもとでの担当者間の共謀による不正、(iii)経営者による判断の誤りによる誤謬あるいは意図的な不正、などに対して無力であることが挙げられるが（AICPA, 1984, AU Section 320. 34参照）、ARは、こうした内部統制機能の及ばない種類・性質の危険、なにかんづく後の二者に起因する異常をも発見しうる能力を有しているのである。とくに、財務諸表監査において最も注意すべき粉飾等の重大な危険は、総じて経営者の責に帰すべき事由によるものが多いだけに、ARが、もともと経営者の判断誤りや不正等にはその機能が及ばない内部統制組織の限界を超えて、検証能力を発揮するという機能を有することは、この手続のもつ大きな効果といわなければならない。さきに背景的事情のところでものべた、監査人の法的責任の増大要因に対処するために、その有力な手段として、ARが着目された所以の一つも、実は、ここにみられるのである。

ちなみに、クック・ウィンクルによれば、ARの利用によって最もよく発見できると思われる誤謬や不正としては、次のようなものが挙げられる（Cook & Winkle, 1976, p. 375）。

- 1 勘定記録の脱漏
- 2 転記誤り
- 3 会計方法の変更
- 4 製品・市場・価格政策の変更
- 5 財務諸表に影響を及ぼす経営方針の変更
- 6 その他、会計記録の細部において特異性をみせる項目

(iii) 多面的適応能力と監査職能の拡張。

ARは、それが財務情報に内在する関数関係に着目する手続であり、また前述した独立的適用能力をもつものであることから、さらに第3の機能として、各種の多様な情報の吟味のために多面的に実施することができるという機能をもつ。すなわち、それは、単に、観測された経済事象を表現するものとしての過去情報（例えば年次決算財務諸表）や現時的情報（例えばインフレーション会計情報あるいは半期とか四半期毎の中間財務情報）のみならず、利益予測情報や見積財務諸表のような将来情

報を検証するに際しても有用な役立ちを発揮する。

ARの手続を適用することによって、当該企業の既往の活動実績から合理的に予期される期待値に照して、当該情報またはそれを構成する重要な諸変数の合理性の如何を吟味することができるからである。²³⁾とくに、適切に設計された構造的な回帰モデルや時系列的モデルを用いる分析のように、高度の統計的手法に立脚した予測能力の高い手続が実施される場合には、その検証は、客観的でより信頼性のあるものとなる。

さらに、前述の独立的適用能力からも判るように、ARは内部統制組織の如何とは無関係に実施できるものであるので、正規の財務諸表監査以外の財務情報の検証においても有効に機能する。すでに背景的事情の節でふれたように、AICPAが、中間財務諸表の限定的検査および非公開会社等の財務諸表へのレビュー・サービスに関して、それぞれの場合に会計士が実施すべき重要な手続としてARを明定しているのも、まさに、ARのもつこうした機能に着目してのことにはかならない、と考えられるのである。むろんこのことは、ARが大規模企業のみならず中小規模の企業の財務諸表の監査にも役立つものであることを意味している。

たしかに、内部統制組織の信頼性に関する準拠性監査およびそれを前提とした勘定残高等への個別的な細目検査の手続が実施される場合と然らざる場合とでは、等しくARが実施されたにしても、そこで達成される検証の信頼水準は異なったものとなる。しかしながら、およそ監査は、もとも、ある当事者の行為なり主張（またはその表現である情報）の妥当性について、一定の客観的な信頼性を供与することを任務とするはずのものである。とすれば、上述のような多面的適用能力をもつARを、有効な監査手続として、監査業務に導入することによって、監査は、（供与する信頼性の水準こそ異なるにしても）伝統的な正規の財務諸表監査に止まることなく、他の多様な財務情報の検証へとその機能を拡張しうることとなる道理である。われわれは、この点に、ARのもたらすいま一つの、しかも重要な効果をみとめるものである。

なお、AICPAの監査基準書は、ARの手続的特質に言及した個所で、それは、企業の全般にわたる財務情報、子会社または事業部門といったその構成分子の財務情報、および財務情報の個々の諸要素に対して適用することができるのとべて（AICPA, 1984, AU Section 318.07）、ARが、大は連結財務諸表の総合的吟味から、小は個別勘定項目の検討にいたるまで、幅広く適用できるものであることを示している。これもまた、ある意味では、この手続の多面的適用能力に言及したものであるといえる。ただ、この側面は、当該検討の性質なり目的なりをも含めて考えるのであれば別であるが、単に技術的な適用の可能性のみにかぎってみれば、他の監査手続についても同じことがいえる。

23) AICPAの予測情報のレビューに関する指針も、ARという特定の手続の形では提示していないものの、レビュー範囲の決定から予測計算書の吟味に至る一連の過程で、関連ある財務的またはその他の諸資料との比較調査その他、資料間の関係の吟味を要求するといった形で、実質的にARが将来情報の監査にも有用な機能を果すものであることを示唆している（AICPA, 1982, Chapter 2.）。

わけで、とくにARに特徴的な機能とみることはできない。

このことに関連して、次に、ARによる検討の性質ないし目的の点に目を向けるとき、われわれは、そこに、この手続のもつなお一つの、しかも本質的な特徴を見出すことができる。それは、ほかでもなく、ARが、財務情報の総合的合理性に対する検証能力をもつということである。以下、項を改めて考察することにしよう。

iv) 総合的合理性検証能力と監査の客観性の向上。

繰り返すまでもなく、ARは、決算財務諸表など企業の財務情報が有する次のような特性に注目することによって形成された監査手続である。すなわち、それら財務情報は目的・有機的な企業資本運動の写像であり、したがって、当該情報は、その主要な構成要素(変数)間においては勿論のこと、情報総体としても、他の環境経済の動向を示す諸情報あるいは既往の自己の実績情報等と一定の合理的な相関関係を示すはずのものであるという特性これである。したがって、ARによる検討においては、監査対象項目は、常に、横断的ないし構造的に相関関係を有する他の項目および／または時系列的にそれ自体の当期数値として合理的に予期される期待値等との対比において、その合理性ないし妥当性が、有機的相関関係の視点から、検証されるのであって、決して、個々の項目がそれ自体として個別独立に吟味されるわけではない。その結果、財務情報全体としても、相関性ある経済的諸情報との対比において、合理的に整合性あるものとなっているか否かが吟味されることとなる。かくして、ARを適切かつ十分に実施することによって、監査対象情報はその総合的な合理性(overall reasonableness)が検証されることとなる。

このような総合的な合理性の検証機能は、同じく実証的監査手続に属するものであっても、個々の勘定項目をそれ自体として独立にとりあげ、その細部についての吟味を通じて当該項目の正確性や妥当性を検証しようとする、従来の細目検査の手続にはみられないものである。そして、ARがこのような特徴的な機能を有するので、監査人は、これを用いることによって、伝統的な財務諸表監査では間々生ずる惧れのあった「木をみて森をみない」弊害を除去して、総合的合理性の視点からも財務諸表の適正性の如何を判断することができる。つまり、そこでは、準拠性監査および細目検査による証拠に加えて、財務諸表の総合的合理性の如何という監査意見形成のためのいま一つの重要な基礎が与えられることとなるわけである。このことが、監査の質の向上に寄与することは、いうまでもないであろう。監査人の意見形成のための合理的基礎が強化されることによって、そこで得られた適正性の判断に対する客観的な信頼度が高められることになるからである。

監査の客観性ひいては信頼性の向上ということでは、さらに、ARにおいて、とりわけ近年、科学的な統計的手法の導入が図られている点が注目されるべきである。すなわち、相互に関連ある二変数以上の関係を分析し、あるいは予測するのに有効な統計的手法としての、回帰分析(横断面回帰モデルのみならず時系列回帰モデルによるものを含む)の手法の導入がこれであって、既にハスキ

ス・セルズ会計事務所で多用されているといわれる「STAR」も、その一例である（注9参照）。

顧みて、ARの諸技法は、主観性から客観性への連続体、あるいはソフトな証拠からハードな証拠への連続体のうゑに位置づけられるといわれるように（Bloch, 1983, p. 30; Wallace, 1983a, p. 26 & 1986, pp. 218~9）、そこには、適用に際してあるいは技法それ自体として監査人の知識と経験に大きく依存する主観性の強いものから、十分に定式化されていて客観的に適用でき信頼性の高い検証力を発揮するものまで、多様なものがある。典型的に言えば、それらのうちで、最も客観的で、信頼性ある強力な検証力を有すると考えられるのが、各種の回帰分析手法であり、他方の極に位置するのは走査のような監査人の経験的良識と熟練に依存する手法である。伝統的に利用されてきている、それ自体は素朴な計数的手法たる比率分析や趨勢分析の手法は、客観性の点でも、したがってまた検証力の点でも、それら二種類のものの中間に位置づけられる。なお、適用の容易さあるいは²⁴⁾効率性の面からいえば、これら（正確には前二者）の間の関係は、一般的にいて、逆転する。

具体的な監査に際して、これらのうちどの手法を、より实际的に言えば、どの手法までを適用するかは、ウォーレスも指摘するように（Wallace, 1986, p. 218）、(1)監査目的、(2)監査人が期待する証拠の質、(3)他の監査手続によって収集される証拠の十分性、および(4)他の監査手続に較べての効率性、といった諸要素によって規定される。つまりは、実施される監査全体の観点から総合的に決定されることになる。

しかしながら、総合的な選択の問題あるいは利用の現状はともかく、²⁵⁾手法それ自体としては、原理的にいて、回帰分析の手法こそが、今日、最も客観的で信頼性の高い検証力をもったAR技法であることは、監査手続としてのARの目的に照らしても明らかである。繰り返すまでもなく、監査手続としてのARの手法は、要するに、監査対象情報が示すであろうと合理的に予想される一定の期待ないし予測に照らして、当該監査対象情報について予期しない変動その他の異常の有無を識別し、これに基づいて当該情報の適正性を検証しようとするものである。したがって、ARによる検証ひいてはAR手続を含む監査が客観的で信頼性あるものであるためには、他の条件を一定とすれば、異常な情報（項目）を識別するための規準となる予測あるいは期待値等は、すべからく合理的かつ客観性の高いものであることが、何よりもまず要請される。こうした意味で、回帰分析の手法は、経験的あるいは伝統的な諸手法に比して、それらのもつ弱点ないし欠陥をカバーするいくつ

24) ARを形成する各種技法の長短ないし利害得失の詳細については、例えば、Albrecht & Mckeown, 1977, pp. 57—61, および Wallace, 1986, pp. 216—218 を参照されたい。

25) 最近の一つの実証研究によれば（これはアメリカ中西部の大都市にあるビッグ・エイトに属する四つの会計事務所を対象として行われたもので、127名の監査人についての調査結果である）、走査や比率分析等の判断的手法の使用経験者は90%もしくはそれを超えるのに対して、回帰モデルあるいは時系列モデルを用いた数量的分析手法を採ったことのある監査人は合わせて約20%であったといわれる。しかし、その主要な原因は、適用の容易さとかコスト・ベネフィット的思考、さらには監査人の伝統的な手法への慣性によるものと分析されている。したがって、数量的手法に対する認識とその使用は、使用経験が増し、また効率の側面が過大視されなくなれば、大きく増大するものと観察される（Biggs & Wild, 1984）。

かの利点を有しており、AR本来の目的によりよく適合したものであるからである。

ちなみに、回帰分析の主要な利点としては、例えば、次のような諸点があげられる。²⁶⁾すなわち、(a)予測方程式において多数の説明変数を用いることができる、(b)財務諸表の諸変数間の非線形関係を探査することができる、(c)弾力的な手法であるので諸々の季節性母数、トレンド母数、比率等を組み込んだものにすることができる、(d)期待値を測定可能な信頼度と正確度をもって金額的に示すことができるので、監査対象項目の合理性を、変化の方向のみならず、変化の量についてもテストするのに役立つ、(e)重要な変動に関する依頼人の説明の合理性を評価する手段を提供する、(f)依頼人の説明を承認した意思決定過程を定式化することによって、監査人の立証根拠の客観性が高められる、などである。なお、原理的意味での利点とはいいい難いが、回帰分析の手法では、現に監査対象としている未監査情報（これはまだ経営者の言明の域に止まるものである）をモデルへのインプットからはずすことによって、非検証領域を画定するに際して経営者の言明を消去することができるということも、注目されてよいであろう。他の手法にあっては、未監査情報が監査中に容易に利用できるため、これを当該ARのためのインプットとして用いないこととするのは相対的に困難であるが、そうした場合には、まさに監査の対象としている情報（経営者の言明）を、真実な会計数値に関する期待値の形成したがってまた非検証領域の画定に利用することとなり、監査にとって最も重要な基底をなす「独立の証拠」の理念が阻害される（Biggs & Wild, 1985, pp. 608~9 & 630）。

以上のような諸利点についてここで詳説することはできないが、こうしたメリットを有する優れた統計的手法を用いてARを実施することによって、財務諸表の総合的な視点からする合理性の検証は、より客観的で信頼性の高いものとなるわけである。われわれが、回帰分析といった統計的手法のARへの導入の事実ないし試みのうちに、ARが監査の客観性・信頼性を向上せしめる機能（効果）を有することの典例をみとめる所以である。

むろん、回帰分析といえども、それがどのようなタイプのものであれ、なお幾つかの限界あるいは弱点を有していることはいうまでもない。したがって、この手法を用いたAR手続を有効に実施するためには、監査目的に適合した最良のモデルの選定、インプットされる所要のデータの収集と評価、ならびに分析結果の評価と利用等に関して、監査人は、当該手法について十分な統計的知見と熟練を有する（またはそうした能力を有する専門家の活用を図る）とともに、監査目的との関連における的確な専門的判断を行い、もって職業的専門家としての正当の注意を払うことが、当然要請されるのである。その意味では、こうした手法の実際利用が少ないといわれる現在、監査人がこれに馴染むように努める必要があることはもちろん、一方では、監査目的に照らしてより客観的で信頼性の高い予測能力をもった手法あるいはより利用し易く効率的な手法など、一層合理的な手法の

26) これらのうち(a)~(c)については Albrech & Mckeown, 1977, p. 58 を、(d)~(f)については Akresh & Wallace, 1982, p. 95 および Wallace, 1986, p. 218 を参照。

開発・導入が望まれるわけである。最近のアメリカにおけるARの論攻の多くが、いわゆるARIMAモデル、あるいはこれに基づいた時系列予測への接近法としてのボックス・ジェンキンズ法、さらにはX-11モデルといった、新しいモデルや方法を用いた分析手法のAR手続への導入とか適合問題を扱った研究で占められているのは、上記のような要望を如実に反映したものにはかならない²⁷⁾。監査目的によりよく適合する安定したモデルが理論的に展開されるならば、こうした手法のもつ手数の煩雑といった技術的・効率的な側面は、近時の著しいコンピュータ・テクノロジーの発展に照らして、比較的容易に解決されるであろう。

いずれにしても、こうした科学的な手法が導入されることによって、監査の客観性、信頼性は一層高められることは明らかであり、既述した監査人をめぐる法的責任の問題に対しても、より有効な²⁸⁾対抗基盤が与えられることとなる。

(v) 依頼人への積極的貢献力の増大。

以上みてきたところは、財務諸表監査ないしは会計士監査の基本的な職能のうち、主として、監査対象情報の適正性あるいは妥当性の検証という、いわば批判的・消極的な職能との関連においてARがもたらすと期待される効果と効率に着目しての、AR機能論であった。しかし、監査とりわけ職業的専門家としての会計士の行う財務諸表監査には、いま一つの重要な基本的職能として、指導的・積極的な職能があることを忘れてはならない。こうした職能は、従来、典型的には、監査を通じて発見された不適正な会計処理等について被監査企業（経営者）に是正の助言・勧告を行うことによって、企業をして、無限定適正意見を付与され、情報利用者が安んじてこれを利用しうる信頼性ある財務諸表を公表せしめることに尽力するという形で、具現されてきたものである。

たしかに、現行財務諸表監査の少なくとも制度的枠組のなかでは、監査人の果す指導的機能は、それで十分かもしれない。しかしながら、より広い視点に立ってみれば、監査を通じて判明した経営活動の問題点、経営者判断の合理性の如何、あるいはそれに重要な影響があると思われる諸要因等について、職業的専門家としての会計士の評価さらには適切な改善措置を、経営者あるいはまた取締役会等に報告・提言し、もって監査依頼人（企業）の健全な発展に資することも、指導的職能の重要な一環であるといわなければならない。これによって、当該企業が社会的存在として社会経

27) ARIMA は Autoregressive-integrated-moving average（自己回帰和分移動平均）の略であって、ARIMA 過程とよばれるモデル（ARIMA モデル）は、(1)局所的トレンドを抽出することができる、また、(2)このモデルからの予測の平均平方誤差は明示的に評価することができるので、そこでは予測の信頼性を評価するに当たっての一つの科学的な基礎が与えられる等の理由で、現在最も有効な予測モデルであるといわれる。ARIMA モデル、ボックス・ジェンキンズ法ならびにX-11モデルに関する統計学的研究については、Harvey, 1981 を参照。また、ARIMA モデル、ボックス・ジェンキンズ法およびX-11モデルのAR（＝監査）への導入問題に関しては、例えば、Kinney, Jr., 1978, Albrecht & Mckeown, 1977, および Dugan, Gentry & Shriver, 1985 を、それぞれ参照されたい。

28) ウォーレスは、統計的な技法に係わる過去の判例の検討等を通じて、一定の条件さえ整備されれば、回帰分析は法廷でも十分に証拠として認められるものとなりうると分析している（Wallace, 1983c.）。その条件とは、(1)証言に際してそのテクニックが明瞭に説明されること、(2)諸変数の選択の合理性が監査調査に含まれていること、および(3)手法の前提となる諸仮定の侵害の有無が検証されていること、である。

済への貢献力を維持・発展することとなれば、監査人のこうした活動は、ひとりクライアントないしその投資家への私的貢献に止まることなく、広く社会の公益 (public interest) にも寄与するものとなろう。

こうした意味における積極的機能は、実は、AR 手続の遂行を通じてこそ、最もよく発揮されるのである。²⁹⁾ これまでに考察した諸機能から明らかなように、AR では、財務諸表を構成する諸情報の妥当性を総合的な合理性の見地から検証するために、伝統的な経営分析の諸手法をはじめ近代的な統計的分析手法を用いて、それら情報したがってまたその実体をなす経営成績・財政状態など企業活動の構造的諸関係が分析される。しかもそこでの分析は、単に一定時点における、当該企業そのもののレベルでの、財務情報の諸関係に関する横断面的分析 (cross-sectional analysis) に止まるものではなく、時系列的分析 (time series analysis) さらには関係業界あるいは社会経済の諸状況を反映する諸情報との関係における分析をも内包する、いわばダイナミックかつマクロスコピックな分析にまで及ぶものである。また、AR の適用は、内部統制組織の統制枠外にある経営者の判断ないし政策誤りや不正に起因する類の不適正情報を剔出する面でも、一定の機能を発揮する。

さきにみたように、近年、監査論の領域で、いわゆる回帰分析の手法が、AR の本来的目的に照らして最も有効な武器であるとされて、その開発・導入のために積極的な取り組みがなされているのも、それが単に優れた予測能力をもつのみならず、むしろ基本的には、以上のような構造的、多角的な関係分析に偉力を発揮するものだからであるともいえる。

およそ以上のような筋道によって、AR は、監査人が依頼人への積極的、建設的な貢献のための能力を増大する機能 (効果) を有するものである、とわれわれは解し、かつ評価するのである。

近年、アメリカあたりにうかがわれる動向からみて、クライアントが監査 (人) に対して、叙上のような広い意味での指導的・建設的な機能によるサービスを望む声が次第に強まってきているのは否めない事実である。監査人にとって、AR が、こうしたクライアントの要望に応えるための有効な手段となることは、もはやいうまでもない。AR への関心の増大をもたらした背景的事情の一つとして、クライアントの監査人に対するサービス欲求の増大という要因がみられたことは、既に前節で指摘したとおりである。

なお、こうした実情のせいでもあろうか、監査論の著作あるいは論攻において、監査の基本的職能として、筆者のいう指導的・積極的ないし建設的な職能を重視する所説が、近年とみに見うけられるようになった。Accountants approach から Business approach への提唱 (Robertson, 1976, p. 166), Defensive approach から Positive approach への認識と Constructive auditing の提言 (Stettler, 1977, pp. 103~4 & pp. 557~8), あるいは "Client-responsive" audits の主張 (Mc-

29) 例えば、アレンズ等も、AR が行われる最も重要な理由の一つとして、クライアントへの助言目的を挙げている (Arens & Loebbecke, 1980, pp. 187-8)。なお、この個所で彼等は analytical tests なる語を用いているが、これは本稿にいう analytical review と同義語である (p. 259)。

Allister & Dirmith, 1982, p. 74) などは、その一端である。ある意味で、監査思考ないし理念の変貌とも称すべき傾向であるが、これらの所説において、明示的にであるか暗黙裡にであるかはともかく、常に、そうした理念の達成にARの監査手続が極めて重要な役割を果す関係にある旨が指摘されていることは、注目されるべきであろう。

IV ARの本質と若干の論点

ARの本質的な性格については、すでに、その手続的特性あるいは機能との関連において、断片的・間接的には言及した。それゆえ、ここでは、以下、その要点を簡単に整理するとともに、これに係わりがあると思われる若干の残された論点について関説しておくことにする。

(1) ARの本質

監査手続としてのARは、資料間の横断面的および／または時系列的な諸関係を調査し比較することを通じて、総合的合理性の見地から、財務情報の妥当性ないし適正性を検証する実証的手続である点に、その本質的な性格がみとめられる。

こうした性格の手続が成り立つためには、むろん一定の前提が必要であるが、それが、次のようなものであることは前にものべたとおりである。すなわち、有機的な資本運動の写像である財務情報には、多くの場合、その構成資料について、同一期間の他の資料との間において横断面的にか、過去の同一資料との間において時系列的にか、あるいはミクロもしくはマクロ経済諸情報との間においてか、種々の面で、一定の相関関係さらには因果関係さえがみられること、しかも当該関係は、明確な反証なきかぎり、持続するものと合理的に期待することができる、というのがその基本的前提である。したがって、この前提条件に反するような重大な事情が生起した場合には、当然、この手続の適用にあたって当該事情を適正に斟酌するか、またはそれが困難なほどの変化であれば、当該手続の適用を断念しなければならないことになる。しかし、その事情が通常の営業活動に関連して予見しうる類の利子率や物価あるいは需給関係の変動等であれば、比較的容易に（とりわけ高度の統計的手法を用いる場合には）、それらの要因を組み込んだ調査・分析が可能であって、後者のようなケースは一般的ではないと考えられる。

このような基礎的前提を認識しておくことは、ARの本質理解のために重要であるが、ARについてより特徴的なことは、この手続が、財務情報の検証に関して、同じく実証的監査手続を構成するいま一つの手続である細目検査とは逆方向のアプローチをとるものであり、したがって、原理的に、逆の仮定に立脚しているということである。

周知のように、細目検査（test of details of transactions and balances）では、取引記録や勘定残高

細部についての正確性とか真実性を立証することに力点がおかれ、こうした細部についてのテストの結果が合理的に正確であれば、その集計値もまた正確ないし真実であろうと推定される。いわば、部分にして合理的であれば全体もまた合理的であるとする仮定が、そこでは採られているのである。これに対して、ARでは財務諸表に表示される集計値そのものを取りあげ、これが資料間の関係分析に基づく合理的な予測ないし期待値と斉合しているかどうかという、総合的な合理性の吟味に力点がおかれ、その結果が合理的であれば当該集計値の細部もまた合理的に真実であろうと推定される。いってみれば、全体にして合理的であれば部分もまた合理的であるとみる仮定が伏在しているわけである。このような仮定があればこそ、AICPAの基準書が基本的に取り上げている、ARの二つの用途も合理的に容認される関係にある、というべきである(AICPA, 1984, AU Sec. 318. 03)。すなわち、(1)追加的な手続の必要性の指摘(細目検査を必要とする要注意分野の指示—筆者)、および(2)他の監査手続の適用を縮小できる範囲の指摘(細目検査の代用—筆者)の二つがこれである。

ところで、この(1)の利用については、まず問題はない。これは、監査対象資料が判定規準となる期待値に斉合せず、経営環境の変化といった納得のいく理由による合理的な説明がつかない場合、当該資料(異常項目)について細目検査を求めるものであるもので、こうした利用によって、監査全体としては、いわゆる第Ⅰ種の過誤すなわち正しいものを正しくないとして受容しない誤りを犯す危険(以下、アルファ・リスクとよぶ)は残るにしても、第Ⅱ種の過誤すなわち正しいものを正しいとして受容してしまう危険(以下ベータ・リスクとよぶ)は減少するからである。しかしながら、上記(2)のような利用については問題が生ずる。観念的にいえば、この場合には、監査対象資料が判定規準に斉合した合理的な数値を示しているとき、当該資料は妥当なものとして細目検査の対象外とされるので、アルファ・リスクは減少するにしても、ベータ・リスクは残留ないし増大する可能性がある。監査対象資料が期待値に斉合し合理的に妥当と思われる結果を示したとしても、そうした正常性が被監査企業の作為的な操作によるものであるとか、偶然ないしその重なりの結果である場合もあり、また、それがいかに精緻かつ適合的なモデルによるものであろうと、ARが指示する期待値の信頼性も、むろん絶対的なものではなく、したがって、そこに、重要な不正・誤謬の存在する余地は皆無ではないからである。

しかも、監査にとっては、こうしたベータ・リスクの存在こそがより重大な問題であって、まさに、監査人がその縮減・解消にむかって極力努めなければならない筋合いにあるものでもある。ここに、ARのもつ一つの制約条件ないし限界がみられる。しかしながら、ベータ・リスクは、ひとりARにおいてのみみられる固有なものではなく、細目検査にあっても、それが試査であるかぎり、完全には避けがたい。したがって、この問題は、所詮、相対的なものであるとともに、ARの場合にも、適切な分析方法が選択・適用されることによって、例えば環境経済的諸資料との対比に

よる不斉合性の発見等にみられるように（注19参照），ベータ・リスクを生ずる蓋然性は相当に低減される。とすれば，ARの細目検査への代用利用の問題も，これを否定的にみることなく，むしろ両者の利点を生かしつつ，いかにして，全体としての監査の有効性と効率を高めていくかという見地から考察されるべきこととなる。

（2）ARと他の監査手続との関係

では，上のような問題も含めて，およそARは，他の監査手続すなわち，細目検査の手続および準拠性監査の手続との関係においてどのように位置づけられるものであろうか。なお，ARは，既にのべたように，原理的には，内部統制組織の信頼性の程度に拘わりなく，独立に適用することができるものであるが，財務諸表監査制度は内部統制組織を前提に存在しており，実際上も，ARの具体的な適用は内部統制組織の信頼性の程度を勘案しつつ行われるのが一般であるので，ここでは，この側面をも含めて考えることにする。

三つの監査手続の相互関係を考えるに当っては，ARの実施時期，なかんずく初期の監査計画立案の段階か最後の監査意見形成の段階かの問題が関係してくる。そして，この「時期」の問題はまた，ARの実施目的によって規定される関係にある。しかし，顧みて，経済的環境諸条件に照らしての被監査企業の事業についての理解，財務情報の潜在的危険分野の識別等，手続的特性の項で明らかにしたARの諸目的は，総じて，これを初期の計画段階で実施することによって達成することができる。また財務諸表の総合的な合理性を評価する目的にしても，修正記入の結果としてAR適用済みのデータ資料に重要な変更がなされないかぎり，意見形成時に改めて繰り返す必要はない（Holder & Collmer, 1980, p. 31 参照）。その意味で，ARは計画段階で実施するのが最も有効かつ効率的であると考えられる。実際上も，こうした在り方が多いようである³⁰⁾。さらに，監査実施の過程で，細目検査の代用ないし補完として行われる，個別の勘定残高の合理性検討のためのARは，計画段階における潜在的危険分野の識別に基づいて，これに規定される形で，その具体的な対象等が決定されるので，基本的な実施時期を計画段階と措定すれば，監査諸手続の相互関係の考察には，特段の問題を生じない。

さて，このような前提で考えるとき，三つの監査手続の関係は，概念的にいうと，つぎのように要約することができる。

（i）準拠性監査は，内部統制組織の信頼性の程度を検証することによって，財務諸表上の諸項目の金額に影響を及ぼすような不正・誤謬の尤度（likelihood）を指示するので，取引記録や勘定残高の検証が試査によるときは，財務諸表監査にとって基礎的かつ不可欠な手続となる。その意味で，

30) こうした理由によると思われるが，限られた対象についての調査ではあるものの，最近の一つの実証研究でも，計画段階での実施が圧倒的に多く，終期の実施はネグリップルであることが報告されている（Tabor & Willis, 1985, pp. 104—5）。

実証的監査手続の一つである細目検査（試査）の下部構造ともいべき関係を形成する。また、いま一つの実証的監査手続であるARにとっては、それは、原理的には不可欠ではないが、実際上の効率的適用およびその結果の有効性（信頼性）の増進という点で、有益な補強手段となる。そうした意味で、現実には、準拠性監査は実証的監査手続全体の基礎をなすものとみることができる。ただし、これによつては、経営者の不正や判断誤り等の危険は明らかにされない。

(ii) 実証的監査は、総じて、準拠性監査によつて指示された不正・誤謬の尤度を前提にして、実際にそうしたエラーが存在するか否かを検証するものであるが、そのうち細目検査の手続は、重要な項目を中心に個別的な取引および勘定残高について具体的かつ確実な検証を達成する。しかし、この手続は、基礎にある仮定等のゆえに、大局的な見地からする財務情報の不合理性を看過する危険がある。

(iii) ARの手続は、逆に、大局的な見地から、財務諸表の総合的合理性あるいは個別構成項目の合理性の如何を検証するとともに、準拠性監査では摘出しえない（内部統制の限界を越える）種類のエラーをも検出する能力をもつ。しかし、この手続では、適用される手法にもよるが、細部におけるエラーについて具体的かつ確実性ある検証能力を必ずしも発揮しえないという弱点を有する。

(iv) 以上のような意味において、三つの手続は相互補完的な関係にある。とくにここで問題のARについていえば、それは、総合的合理性の検証、およびある意味での準拠性監査の補強の機能をもつ点で、他の監査手続を効果と効率の両面から補強する関係にある。つまり、ARが監査手続の体系に有機的に組み入れられることによって、三身一体化の相乗効果も期待でき、財務諸表監査の信頼性と効率性は飛躍的に高められることになるわけである。

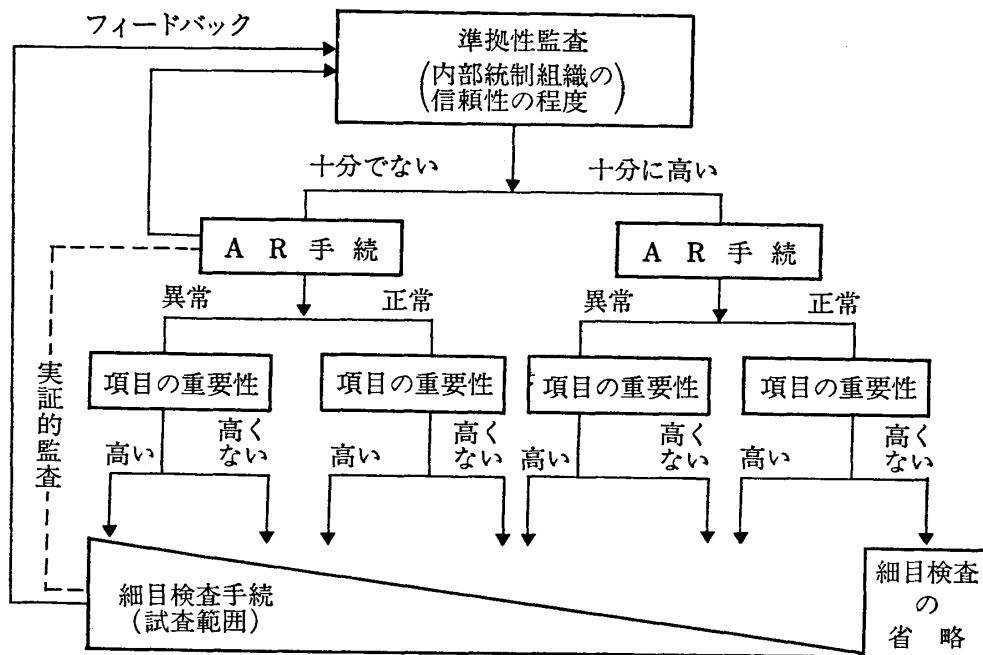
以上の概念的な関係を、ARの機能に焦点をあてながら、より具体的に図形化して示せば、別図³¹⁾（次頁）のようになる。

ここでは、(i)内部統制組織の信頼性の程度、および(ii)AR手続実施の結果としての監査対象情報（項目）の正常性の如何、のほか(iii)当該項目の重要性の如何の三要素が考慮されている。IFACのガイドラインも指摘しているように、当該項目が財務諸表の全体との関連において重要性が高いものである場合には、監査意見の形成にあたって、ARのみに依存することは適当でなく(IFAC, 1983, para. 14.), したがってこの要素は無視しえないものと考えられるからである。

かくして、内部統制組織の信頼性の程度が十分に高く、適切なAR実施の結果正常と判定された場合には、当該項目が重要性の高いものでないかぎり、他の実証的監査手続つまり細目検査は合理的に省略することができる。逆に内部統制組織の信頼性の程度が必ずしも高くなく、ARの結果も異常と判定された項目が重要性の高いものである場合には、その正否に関する十分な証拠を得るま

31) この図形化は、Holder & Collmer, 1980 (p. 34) を参照にしたものであるが、具体的な内容は筆者自身の考え方に基づいており、彼等のものとは異なっている。

三つの監査手続の関係略図



で最大限に細目検査が実施されなければならない。こうした意味で、図の細目検査手続の部分は、上記三要素の事情に応じて、当該情報（項目）に対する細目検査実施の範囲（試査範囲）が、相対的に拡大または縮小される関係にあることを示している。ただ、この表示形式はあくまで相対的な在りようを概括的に視覚化したもので、右側に位置するものほど絶対的に実施範囲が縮小される関係にあることを、必ずしも意味するものでないことに注意されたい。

なお、念の為に申し添えれば、AR実施段階における監査対象情報（項目）の正常・異常の別は、単に当該情報の数値と期待値との差異の有無のみによって判断されるのではなく、監査人が企業の事業活動についての理解や過去の監査等によって有している知識または経営者の説明に基づいて判断された差異の合理性の如何をも含めて決定される。こうした合理性の評価はAR手続の一環を形成するものだからである。したがって、重要な差異が現われた場合、その原因および大きさについて、監査人の知識または経営者の説明から十分に納得のいく合理的な理由が得られたならば、当該情報（項目）は正常なものとされ、然らざるときは異常と判定される。

以上、監査計画立案の段階における利用の見地から、ARが、全体的な監査構造のなかで、主として、財務諸表の総合的合理性の検証と、それに基づく細目検査範囲の縮小に役立つ関係にあることをみてきた。さらにARは、その後の監査実施の過程で、細目検査の代用としても少なからず利用される。結論的にいえば、この場合には、この手続のもつ性質から、主として、費用・収益項目の個別的な合理性の検証に有効に利用され、またその派生的効果として、関連ある在高項目についての他の実証的監査手続の検証結果を補強する。在高項目に直接に適用される場合には、比較的重

要性の低い項目の検証に用いられ、重要な項目の場合には、他の実証的監査手続と併用し、いわばこれを補完するものとして利用されるのが、一般に、³²⁾ 適当と考えられる。

(3) 証拠問題

ARの本質にかかわる残された重要な論点は、それが、いかなる性質および能力の証拠をもたらすものであるかの問題である。この問題を考えるに当っては、証拠の意味をまず明らかにしておかなければならない。しかし、ここでは、小稿の性格上、結論的に、証拠とは一定の要証命題を立証または反証する根拠となる種々の形態の事実、したがって財務諸表監査に関していえば、財務諸表の適否に関する監査人の意見を根拠づける諸事実をいう、とだけのべておくことにする。

ARそれ自体から供与される証拠の質、したがってまた保証は通常かぎられたものであると指摘しつつ、ハサリーは次のようにのべている。ARそれ自体は、会計数値が正しいか正しくないかを減多に確定 (establish) せず、単にそれは、当該数値が正確らしいか否かを指示するにすぎない。確定と指示という用語の差異は、得られる保証水準の差異を表わす。ただし、ARの指示が細目検査の結果その他と合致したときに相乗効果が起る (Hatherly, 1980, p. 39.)。つまり、ARによってもたらされる証拠 (以下AR証拠と略称する) は、直接的・自律的なものではなく、他の証拠に補強されて初めて立証力を発揮する性質の、いってみれば、精々、間接的ないし他律的な情況的証拠にすぎず、またその証拠力は消極的な保証しか与えない微弱なものである、というわけである。

AR証拠に関する所説をみると、こうしたハサリーのような考え方は決して極端な少数意見ではない。むしろ、数のうえでは、その表現なり論拠こそ多少の差異はあるものの、上のような、いわば消極的な見解をとるものの方が多いようにさえ見うけられる。³³⁾ はたして、この問題はどのように考えられるべきであろうか。ハサリーのような所説は、読みようによっては、ARが監査証拠をもたらさない技術である、ということにもなりかねない。

上述した証拠の定義からも判るように、証拠は要証命題との関係における相対概念であり、先験的ないし絶対的な概念ではない。そして、財務諸表監査における要証命題は、財務諸表監査の目的したがってまた財務諸表利用者の利用目的に規定されて、「財務諸表は企業の経営成績および財政状態を適正に表示している」という仮説である。このいわば総合的な要証命題を究極的に立証 (または反証、以下略) するためには、財務諸表を構成する諸要素に係わる個別的な要証命題を立証しなければならないが、各種の監査技術はまさしく、こうした個別的な要証命題を立証するのに要する諸

32) こうした他の手続との併用による補完的な利用の例については、AICPA, 1984, AU Sec. 326. 23 (Appendix) を参照されたい。

33) こうした消極論に属する見解については、例えば、次のものを参照。Blocher, 1983, p. 23.; Bailey, 1979, p. 146.; Meigs, W. B., Whittington & Meigs, R. F., 1982, p. 212.; Defliese, Johnson & Macleod, 1975, p. 145.; Willingham & Carmichael, 1975, p. 111.; 鳥羽, 昭和58年, pp. 230—2。

事実を求める手段にはかならない。

かくして、ARが監査証拠をもたらす技術であるか否かは、このような個別的要証命題とARによって求められる事実との関係において決定される。いわゆる適合性(relevance)の問題であるが、この点からいえば、ARは明らかに一定の監査証拠を提供する。この場合の要証命題は、監査目標となる対象項目が財務諸表全体との関係において、または他の関連ある項目ないし情報との関係において合理性を有する、つまり相互間に正常な関係があるという仮説であるが、ARは、まさしく、この命題を立証するための事実すなわち本来そこにみられると期待された関係の有無を明らかにするからである。つぎの問題は、情報の合理性の有無という要証命題が、究極的な要証命題たる財務諸表の適正性の如何を立証するための個別的要証命題であるかどうかであろう。たしかにARは、他の多くの実証的監査技術のように、監査対象情報の正確性とか充分性の如何あるいはその下位命題となる物の実在性等の如何といった、伝統的な個別的要証命題とはいささか性格を異にする命題の立証のために用いられる技術ではある。しかしながら、上述のような情報の合理性もまた財務諸表が適正なものであるための不可欠な要件であり、ARが適用される要証命題と他の実証的監査技術の多くを通じて立証される要証命題とは、財務諸表の適正性如何という究極的・全体的な要証命題の立証に関して、貢献の方向ないし性格を異にするだけのことである。

これに関連して残る問題は、適格な監査証拠を提供するためにはARは常に他の監査技術の援助を要するか、という点である。なるほど、ARによって、監査対象情報と期待された関係(または値)との間に重要な差異が検出されたときは、既にのべた経営環境の変化その他当該事業年度の営業活動に重要な影響を及ぼした変動要因を考慮に入れた十分に構造的なモデルによる回帰分析が適用されたような場合を除いて、殆んどどのケースで何らかのフォロー・アップが必要となる。ただ、この点は、ARの意味内容をどのように考えるかによっても答が違ってくる。AICPAの基準書では、前記の私見と同様、監査人の知識や経営者の説明(厳密に言えば、これは質問という別の技術の適用の結果であるが)の援用による差異発生原因の解明をも含めてARと解し、それ以上を追加的な手続としてこれと区別する立場をとっている。なお、IFACのガイドラインは、より広く、爾後の調査手続をも含めてARを定義している。この点はさておき、いま仮に、一切のフォロー・アップを他の技術の援用とみるとしても、分析結果が期待に斉合した場合には、既述のように合理的に他の手続を省略しうる場合も考えられ、ARは常に他の技術の援助を要請する、とはいえない。

さらに、分析結果が「正常」と判定された場合でも、ベータ・リスクのゆえに、多くの場合、多少とも他の手続が実施されることは既にのべたとおりであるが、これは、ウォーレスも指摘しているように、ARが有効でないためではなく、重要なエラーの発見に努めようとする監査人の職業的専門家としての責任感のゆえである(Wallace, 1983a, p. 28)。いう意味は、それが、監査証拠の適格性の問題ではなく、充分性つまりAR証拠の信頼性(証拠力)の問題に属するものであるということ

である。そして、この種の、十分な証拠を求めるために他の技術を援用することは、ひとりARにかざられることではなく、他の監査手続においても少なからずみられるところである。

以上によって、ARは優に、それ自体が監査証拠を提供する技術であり、その証拠の性質は、情報の総合的合理性の如何を立証するものという意味で、いわば、演繹的性格をもった「総合的合理性の証拠」である、とわれわれは考える。

なお、AR証拠の証拠力の問題に関しては、ARが一方の端から他の端に及ぶ異なる強さないし客観性をもった証拠の連続体のうえに位置づける諸種の技術から成るものであり、したがって、一概にこれを規定することはできない筋合にあることは、既に前節でみたとおりである。むしろ、この種のことは、上の事情を理解したうえで、監査目標や対象情報との適合性その他を考慮して、最も有効かつ効率的な監査技術を選択・適用（組み合わせ）するという、まさに監査人の総合的判断の領域に属する問題というべきである。

V 結びにかえて

以上、われわれは、アメリカの監査論攻を中心にして、ARの問題が近年とみに重視されるに至っている所以のものを、環境的な背景の事情と内容的な機能および本質の両面から解明しようと試みた。むろん、残された問題あるいは論じて及ばなかったところは、なお多い。しかし、この考察を通していえる要点は、ARの問題が、単に監査の手続の充実といった技術論的視点からのみ関心を寄せられるべきものではなく、むしろその根底に流れる監査思考の変貌の兆とでもいうべき点こそが注目されなければならない、ということである。すなわち、これまで比較的不いがしろにされてきた憾のある、経営者の判断過程の吟味あるいは経営活動の問題点の解明を通して、情報利用者ひいては社会公益に対してはむろんのこと、依頼人にとっても、積極的・指導的な機能を発揮する、いわば「建設的監査」こそを望む思考の台頭がこれである。ARは、ほかでもなく、こうした思考に立った監査の遂行に不可欠かつ最も適合性のある監査技術ないし手続として歓迎される特質を有しているものと、考えられているのである。

一説によれば、内部統制組織の評価（準拠性監査）とそれに基づく試査も、その初期には、そうした手続を援用することによって、より実質的な監査機能の充実・向上をこそ図ろうという理論的思考の変化よりも、主として、監査費用の低減という実利的思考のゆえに導入されたものといわれる（Chatfield, 1974, p. 128.）。ARについても、少なくとも、実務界に似たような状況がみられないではない。それだけに、われわれとしては、監査機能の建設的充実という監査理念の側面をひときわ重視し、この観点から、ARの健全な発展を期したいと考えるものである。

参 考 文 献

- Akresh, A. D. and W. A. Wallace, "The Application of Regression Analysis for Limited Review and Audit Planning", In *Symposium on Auditing Research IV*, pp. 69~128 & 147~161 (addendum). Urbana; University of Illinois Trustees, 1982.
- Albrecht, W. S., "Toward Better and More Efficient Audits", *The Journal of Accountancy*, Dec. 1977, pp. 48~50.
- and J. C. Mckeown, "Toward an Extend Use of Statistical Analytical Review in the Audit," In *Symposium on Auditing Research II*, pp. 53~69. Urbana; University of Illinois Trustees, 1977.
- American Institute of Certified Public Accountants, *Guide for a Review of a Financial Forecast*, 2nd ed., New York; AICPA, 1982.
- , *Codification of Statements on Standards for Accounting and Review Services*, Nos. 1~5., Chicago; Commerce Clearing House, 1983.
- , *Codification of Statements on Auditing Standards*, Nos. 1~47., Chicago; Commerce Clearing House, 1984.
- Arens, A. A. and J. K. Loebbecke, *Auditing: An Integrated Approach*, 2nd ed., Englewood Cliff; Prentice-Hall, 1980.
- Bailey, L. P., *Contemporary Auditing*, New York; Harper & Row, Publishers, Inc., 1979.
- Biggs, S. F. and J. J. Wild, "A Note on the Practice of Analytical Review", *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 3, No. 2, Spring 1984, pp. 68~79.
- and ———, "An Investigation of Auditor Judgment in Analytical Review", *The Accounting Review*, Vol. LX, No. 4, Oct., 1985, pp. 607~633.
- Blocher, E., "Approaching Analytical Review", *The CPA Journal*, Vol. 53, No. 3, March 1983, pp. 24~32.
- Burton, J. C. and W. Roberts, "A Study of Auditor Changes", *The Journal of Accountancy*, April 1967, pp. 31~36.
- Chatfield, M., *A History of Accounting Thought*, Hinsdale; The Dryden Press, 1974.
- Cohen, G. D. and D. B. Pearson, "Auditing the Clients Judgments", *The Journal of Accountancy*, May 1981, pp. 58~64.
- Cook, J. W. and G. M. Winkle, *Auditing—Philosophy and Technique*, Boston; Houghton Mifflin Co. 1976.
- Defliese, P. L., K. P. Johnson and R. K. Macleod, *Mongomery's Auditing*, 9th ed., New York; The Ronald Press, 1975.
- Dugan, M. T., J. A. Gentry and K. A. Shriver, "The X-11 Model: A New Analytical Review Technique for the Auditor", *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 4, No. 2, Spring 1985, pp. 11~21.
- Grobstein, M. and P. W. Craig, "A Risk Analysis Approach to Auditing", *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 3, No. 2, Spring 1984, pp. 1~16.
- Harvey, A. C., *Time Series Models*, Oxford; Philip Allan Publishers Ltd., 1981. (国友直人・山本拓訳「時系列モデル入門」, 東京大学出版会, 1985年.)
- Hatherly, D. T., *The Audit Evidence Process*, London; Anderson Keenan Publishing Ltd, 1980.
- Holder, W. W. and S. Collmer, "Analytical Review Procedures: New Relevance", *The CPA Journal*, Nov. 1980, pp. 29~35.
- International Federation of Accountants, *The International Auditing Guideline 12: Analytical Review*, New York, 1983.
- Jaenicke, H. R., "A New Approach to Engagement Management", *The Journal of Accountancy*, April 1980, pp. 68~78.
- Kinney, Jr., W. R., "ARIMA and Regression in Analytical Review: An Empirical Test", *The Accounting Review*, Vol. LIII, No. 1, Jan. 1978, pp. 48~60.
- and W. L. Felix, Jr., "Analytical Review Procedures", *The Journal of Accountancy*, Oct. 1980, pp. 98~103.
- Leddy, T. D., "Competition in Auditing: an Assessment—A Discussion", In *Symposium on Auditing Research IV*, pp. 467~482. Urbana; University of Illinois Trustees, 1982.
- Lev, B., "On the Use of Index Models in Analytical Reviews by Auditors", *Journal of Accounting Research*, Vol. 18, No. 2, Autumn 1980, pp. 524~550.
- Mautz, R. K. and D. L. Mini, "Internal Control Evaluation and Audit Program Modification", *The Accounting Review*, Vol. XLI, No. 2, April 1966, pp. 283~291.

- McAllister, J. P. and M. W. Dirsmith, "How the Client's Business Environment affects the Audit," *The Journal of Accountancy*, Feb. 1982, pp. 68~74.
- Meigs, W. B., O. R. Whittington and R. F. Meigs, *Principles of Auditing*, 7th ed., Homewood: Richard D. Irwin, 1982.
- Robertson, J. C., *Auditing*, Dallas; Business Publications Inc., 1976.
- Solomon, K. I., C. Chazen and R. L. Miller, Jr., "Compilation and Review: The Study Factor," *The Journal of Accountancy*, July 1983, pp. 50~58.
- Stettler, H. F., *Auditing Principles*, 4th ed., Englewood Cliffs; Prentice-Hall, 1977.
- Stewart, T., "Regression Analysis in Auditing," *Accountancy*, March 1978, pp. 69~72.
- Stringer, K. W., "A Statistical Technique for Analytical Review," *Studies on Statistical Methodology in Auditing: Supplement to Journal of Accounting Research* 13, 1975, pp. 1~9.
- Tabor, R. H., and J. T. Willis, "Empirical Evidence on the Changing Role of Analytical Review Procedures," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 4, No. 2, Spring, pp. 93~109.
- Wallace, W. A., "Analytical Review: Misconceptions, Applications and Experience—Part I," *The CPA Journal*, Vol. 53, No. 1, Jan. 1983 (1983a), pp. 24~34.
- , "ditto—Part II," *The CPA Journal*, Vol. 53, No. 2, Feb. 1983 (1983b), pp. 18~27.
- , "The Acceptability of Regression Analysis as Evidence in a Courtroom—Implication for the Auditor," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 2, No. 2, Spring 1983 (1983c), pp. 66~90.
- , *Auditing*, New York: Macmillan Publishing Co., 1986.
- Willingham, J. J. and D. R. Carmichael, *Auditing Concepts and Methods*, 2nd ed., New York: McGraw-Hill, 1975.
- 高田正淳, "会計士の責任問題," 企業会計, 昭和47年9月号, pp. 121~129.
- 鳥羽至英, 「監査証拠論」, 国元書房, 昭和58年。
- 森 實, "新しい監査方法の発展の意義について," 会計, 昭和53年10月号, pp. 26~39.
- 盛田良久, "監査人の交替に対する SEC の規制," 会計, 昭和60年2月号, pp. 63~82.

〔東北大学〕